2　競争参加資格
⑴　国立大学法人福島大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,090点以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成12年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の①の工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造地上３階以上、かつ延床面積1,600㎡以上の研究施設、校舎又は庁舎の新営又は全面的な改修工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成12年度以降に上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することが出来る資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑹　総合評価の評価項目に示す欠格事項に該当しないこと（入札説明書参照。）。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省及び国立大学法人福島大学から、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照。）。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①及び②の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高30点を与える。
②　加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記⑵②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
②　工事全般の施工計画
⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒960―1296 福島県福島市金谷川１番地　福島大学施設課　鈴木　憲明　電話024―548―8021
⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成27年７月21日（火）から平成27年８月７日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の８時30分から16時30分まで。上記４⑴に同じ。入札説明書の交付に当たっては無料とする。また、図面等の交付に当たっては、実費により本学指定の場所で購入すること。
⑶　競争参加資格確認申請書及び関係資料の提出期間、提出場所及び提出方法　平成27年７月22日（水）から平成27年８月10日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の８時30分から16時30分まで（ただし、最終日の８月10日（月）は、15時00分まで。）に電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて参加を希望する者は、平成27年７月22日（水）から平成27年８月10日（月）15時00分までに上記４⑴へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑷　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成27年９月17日（木）15時00分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。）。
開札は、平成27年９月18日（金）10時00分。福島大学事務局４階大会議室にて行う。
5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。
②　契約保証金　納付。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　福島大学契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。（詳細は入札説明書参照。）。
⑹　配置予定主任技術者又は監理技術者の確認
落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお，種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。